公益社団法人 新潟県看護協会奨学資金貸与規則

(趣旨)

- 第1条 この奨学金は日本看護協会の定款改正に伴い、県支部の機構改正により、保健師、助産師、 看護師、准看護師が統合した看護職能団体として活動を推進することとなった折、これを記念し、 看護学の振興を目的として看護婦部会が保有していた財源を原資として制定したものである。 (奨学生の資格)
- 第2条 本会の会員であり、将来本会の発展に貢献しうると認める者で、次の各号の1に 該当するもの。
 - (1) 日本看護協会看護研修学校の在校生
 - (2) 看護専門職に関する研修を受けようとする者
 - (3) 准看護師として就業していた者が進学しようとする者
 - (4) 看護学の研究研修で外国留学をする者
 - (5) 看護系大学及び看護学校の学生であって、看護師免許取得後本会会員となる者 (貸与の期間)
- 第3条 奨学金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。

(奨学金の額)

第4条 月額 100,000 円以内で希望する額。ただし、上記第2条(5)に該当する者は月額 50,000 円以内とする。なお貸付額の単位は 10,000 円とする。

(貸与の申請)

- 第5条 奨学金貸与を希望する者は、次の各号の書類を会長に提出しなければならない。
 - (1) 奨学金貸与申請書(様式1)
 - (2) 所属長又は養成施設の長の推薦書(様式2)
 - (3) 健康診断書
 - (4) 奨学金返還の計画書(様式3)
 - (5) 同一生計者の収入証明書

(募集時期)

第6条 事業実施年度の4月1日から5月31日とする。なお、貸付総額が予算総額を下回った場合は 追加募集を行うこともある。

(連帯保証人)

- 第7条 前条の申請をしようとする者は、保証人を2人立てなければならない。
 - (1) 第1連帯保証人は、父母又はこれに代わる者で独立の生計を営んでいること
 - (2) 第2連帯保証人は、一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいること

(貸与決定)

第8条 奨学生の採用は業務執行理事の協議において決定する。

(奨学金の貸与)

- 第9条 奨学金は、毎月のはじめに当月分を本人に貸与する。ただし、特別の事情があるときは2ヶ月 分以上を合わせて貸与することができる。
 - 2 貸与に要する費用は本人が負担するものとし、毎月の貸与に係る送金費用は、貸与する月の貸与金額から控除するものとする。

(奨学金借用書の提出)

- 第10条 奨学金の貸与が決定したときは、連帯保証人連署のうえ、奨学金借用書を会長あてに提出しなければならない。(様式4)
 - 2 貸与途中において返還を請求するときは、奨学金借用書記載金額にかかわらず、請求時まで の貸与金額を返還金額とみなす。

(異動届出)

- 第11条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は、直ちに届出なければならない。
 - (1) 休学、退学したとき (様式5)

- (2) 停学、その他の処分を受けたとき(様式5)
- (3) 連帯保証人を変更したとき (様式6)
- (4) 本人または連帯保証人の氏名住所に変更があったとき (様式7)

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の休止または停止された者が、其の事由が止んで願い出たときは 奨学金の交付を復活する事ができる。

(奨学金の返還)

- 第14条 奨学金の貸与期間が終了したときは、すでに提出された奨学金返還計画により、下記のとおり 返還しなければならない。
 - (1) 返還金は貸与金の額とする。
 - (2) 無利子とする。
 - (3) 期間は、最長で貸与を受けた期間の倍数の月数とし、その範囲内で任意の期間とする。
 - (4) ただし、学生の場合の償還期間は、上記(3)で定める期間の月数の2倍の月数とする。
 - (5) 返還の開始は貸与期間が終了した6ヶ月以内の、本人の任意の時期とする。
 - (6) 本人が返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金の返還免除)

第15条 奨学生、または奨学生であった者が死亡し、または疾病により精神若しくは身体の機能に 高度の障害を残し、労働力を失い、貸与未済額の全部または一部について返還不能となったと きは、理事会の議を経て全部または一部を免除することができる。(様式8)

(変更)

第16条 本規則は理事会の承認を得て変更することができる。

付則

- この規則は昭和62年6月23日より実施する。
- 改正 この規則は平成6年11月19日より実施する。
- 改正 この規則は平成7年6月24日より実施する。
- 改正 この規則は平成14年7月27日より実施する
- 改正 この規則は平成17年3月19日より実施する
- 改正 この規則は平成18年11月20日より実施する
- 改正 この規則は平成19年 7月23日より実施する
- 改正 この規則は平成25年 4月 1日より実施する
- 改正 この規則は平成27年 4月 1日より実施する
- 改正 平成28年10月29日
 - この規則は平成28年4月1日より実施する

奨学金貸与申請書

年 月 日

新潟県看護協会長 様

住 所			
ふりがな			
氏 名			印 男・女
生年月日	年	月	日生
電話番号	- ()	

公益社団法人新潟県看護協会奨学金貸与規則第3条・第4条により、下記のとおり奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 貸与期間 年 月~ 年 月

2. 奨学金の額 月額 万円

養成	施設名								第	年度入学 学年
戸	斤在地									
家族及	7 K	続析	万	氏	名	年齢	職業		年収	(税込み)
生計	一の状況									
	さを計維持)を付けるこ									
と)	を刊りるこ									
ナたスパ	上計維持者の									
エルるコ 居所	に印か聞り相り									
連	氏	名•生	年月日	∃	住		所	職	業	請者との 続柄
帯保証		年	月	印 日生						
人		年	月	- 同 日生						

奨学金振込先

			金融機関名				銀行	Ī				本店支店	
振	込	先	預金の種類	1	普通	預金			2	当原	莝預金		
			口座名義										
			口座番号									(右づめ)	

[※] 振込先は原則として本人の口座を記入してください。

(様式 2)

推薦書

1 推薦順位 第 位

2 推薦理由

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

印

奨学金返還予定計画書

年 月 日

公益社団法人新潟県看護協会長様

氏 名

下記のとおり奨学金返還計画を提出いたします。

記

決	定番号			養成施設	2名					
借受	ふりがな 氏 名			生年月電話番			年 _	月 (日生	
人	ふりがな 住 所	₸	_							
f	昔用金額	金		円	返還	金額	金			円
信	昔用期間		年	月分から			年	月分ま	で	
		一括	(支払日		年	月	末日)			
返還方法		月賦	(支払回数		年年		末日かま		口	

奨学金返済振込先

- ・第四銀行 白山支店(普通預金No.1220181)
- 口座名義 公益社団法人新潟県看護協会

借用証書

			1 =	1 / 1	HT =	
収入印紙						
	: <u>借</u> 用	金額				<u>円</u>
		引県看護協会 こときは滞り			おり借用いたしまし	た。
借用期	間	年 年	月 月	日から 日まで		
養成施	設名	T	71	160		
所在地						
卒業後	の住所					
卒業後	の勤務先				電話番号	
<u>氏</u>	名		Ē	<u>1</u>		
上記借受人	として上記	児債務の弁済	を履行しる	ます。		
連帯保	証人住所					
<u>氏</u>	名		Ē		(続柄)
連帯保	証人住所					
<u>氏</u>	名		Ē	1	(続柄)
	年	月	日			

公益社団法人新潟県看護協会長 様

休学・復学・退学・停学・辞退 届

公益社団法人 新潟県看護協会長 様

施設名 住 所 氏 名

印

下記の事由が生じたので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第11条の規定により届出します。

	休学	期間	年	月	日	~	年	月	日まで			
*	復学	期日	年		月				(卒業予定時			月)
届			(復学・	停学期	間	年	月	日	~ 年	月	日まで)	
出	転学	期日	年	月	日	第	学年	〜転入	(卒業予定時	謝	年	月)
事由	退学	期日	年	月	日							
等	停学	期間	年	月	日	~	年	月	日まで(日間)		
	辞退	期日	年	月	日							
	上記理	曲										
修学	修学資金受領期間 年 月分 ~ 年 月分まで											
	上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日											
								施設長	<u></u>			印

- 注1 *該当するものを○で囲む
 - 2 休学が病気等による場合は、診断書又はその写しを添付すること

連带保証人変更届

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県看護協会長 様

> 施設名 住 所 氏 名

囙

下記のとおり変更したので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第11条により届出します。

	氏	名				
連帯	生 年	月日		年	月	日
保	住	所	₹			
証人	職	業				
	申請者	との続柄				
I.	1連帯保証/	への氏名				
茤	変更の	理由				
	変 更 年			年	月	日
-1.	~~ L. III. III		- / / > >	2.3.6		

^{*}新連帯保証人の住民票を添付してください。

氏名•住所変更届

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県看護協会長 様

> 施設名 住 所 氏 名

印

下記のとおり奨学生(連帯保証人)の氏名(住所)を変更したので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第11条により届出します。

新	氏			名									
	住			所	₹								
旧	住			所									
	職			業									
茤	更更	の	理	由									
茤	更 更	年	月	日		年	月	F	1				

^{*}変更後の住民票を添付してください。

死亡更届

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県看護協会長 様

届出者

住 所 氏 名

印

下記のとおり奨学生が死亡したので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第14条により届出します。

養成施設名	
氏 名	
死亡年月日	平成 年 月 日
奨学金受領年月	年 月分から 年 月分まで

^{*}死亡診断書の写し又は除籍抄本を添付してください。